

OBD情報の取扱いに係る新ルールの規定案

資料4

第29回検討会資料4の内容に基づき、OBD情報の取扱いに係る以下の指針等の策定を検討中

- ・ 外部故障診断装置の開発に係る情報の取扱い指針(参考資料2)
- ・ 「外部故障診断装置の開発に係る情報の取扱い指針」の細部取扱い (参考資料3)

※ いずれも今後、法令審査・パブリックコメント等により変更があり得る

目的

自動車メーカーがツールメーカーに提供する標準機開発に必要な技術情報(OBD情報)について、第三者機関が関与すること等によりツールメーカーの負担を軽減し、標準機の抜本的な機能向上と開発促進を図る。

概要

- 第三者機関が自動車メーカーからOBD情報を一元的に購入
 - ・ 購入するOBD情報の「粒度」「フォーマット」を標準化
 - ・ 合理的な価格での情報入手
 - ・ 第三者機関が契約主体となり、自動車メーカーとの契約に係るツールメーカーの負担を軽減
- 第三者機関からツールメーカーへOBD情報を提供(有償)
 - ・ ツールメーカーの開発計画・状況を一元的に把握
 - ・ 開発状況については整備工場への情報提供も可能に

今後のスケジュール

令和7年7月	標準仕様のあり方WGで再確認
令和7年8月頃	パブリックコメント募集
令和7年秋頃	告示・通達の公布